

■ 町民参画手続の実施状況（令和2年度実績）

対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町地域福祉総合計画 第3期計画の策定 【健康福祉課】	安平町地域福祉総合計画 第3期計画の策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年9月23日～令和2年10月13日	HP、広報笑顔R2.9月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
2	安平町太陽光発電施設の設置に関する条例の策定 【税務住民課】	安平町太陽光発電施設の設置に関する条例の策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年10月12日～令和2年11月2日	HP、広報笑顔R2.10月号、担当課閲覧	町民	1件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
3	安平町地域防災計画の変更 【総務課】	北海道地域防災計画との整合を図るため、安平町地域防災計画を変更するにあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年11月20日～令和2年12月10日	HP、広報笑顔R2.11月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
4	第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 【政策推進課】	第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年11月20日～令和2年12月10日	HP、広報笑顔R2.11月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
5	新町まちづくり計画の変更 【政策推進課】	現計画は令和2年度末で計画期間満了となるが、法改正により令和7年度までの延長が可能となったことから、新町まちづくり計画を期間延長(変更)するにあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年11月20日～令和2年12月10日	HP、広報笑顔R2.11月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
6	安平町強靱化計画の策定 【総務課】	安平町強靱化計画の策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年11月20日～令和2年12月10日	HP、広報笑顔R2.11月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
7	安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定 【健康福祉課】	安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年12月25日～令和3年1月18日	広報笑顔12月号、HP、担当課閲覧	町民	4件	HP、広報笑顔R3.2月号、担当窓口での閲覧	
8	安平町国民保護計画の変更 【総務課】	国による「国民保護に関する基本指針」の変更に基づく「北海道国民保護計画」の変更を受け、安平町国民保護計画を変更するにあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和3年1月20日～令和3年2月10日	HP、広報笑顔R3.1月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.5月	
9	安平町森林整備計画の策定 【産業経済課】	農林法第10条の5の規定に基づき、地域森林計画対象民有林(林小班)が所在する安平町の民有林について、地域森林計画に適合するため、5年ごとに計画を作成する。	令和3年2月1日～令和3年3月1日	担当課閲覧	町民	0件	HP、担当窓口での閲覧、広報笑顔R3.5月、掲示場に掲示	

10	安平町学校施設等長寿命化計画の策定 【教育委員会】	学校施設の今後の改修や更新の対応として、教育環境の質的改善も考慮しつつ、学校施設の全般的な効率的維持保全の実現を目的に計画するもの。	令和3年3月5日～令和3年3月26日	HP、広報笑顔R3.3月号、担当課閲覧・住民サービス課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.5月号、担当窓口での閲覧	
----	------------------------------	--	--------------------	-------------------------------	----	----	------------------------	--

(2) アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1								

(3) モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1								

(4) 町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	安平町高齢者生活共同施設条例の一部を改正する条例の制定【住民サービス課】	ぼっぼ苑の使用料改正及び新たに敷金の徴収を行うための改正	入居者への説明 令和3年2月9日から2月10日					使用料の値上げ等について安平町行政改革委員会及び入居者に説明を行い、町負担の状況を理解していただき了解を得て使用料等の改正を行った。
2	安平町単身高齢者生活共同施設条例の一部を改正する条例の制定【住民サービス課】	はーと苑の使用料改正及び新たに敷金の徴収を行うための改正	入居者への説明 令和3年2月9日から2月10日					使用料の値上げ等について安平町行政改革委員会及び入居者に説明を行い、町負担の状況を理解していただき了解を得て使用料等の改正を行った。
3	第6期安平町しょうがい福祉計画及び第2期安平町しょうがい児福祉計画の策定【健康福祉課】	第6期安平町しょうがい福祉計画及び第2期安平町しょうがい児福祉計画の策定に向けて当事者団体及び関係機関へ意見聴取を行うもの。	安平町手をつなぐ育成会 令和2年11月26日(書面開催) 社会福祉法人富門華会 障害者支援施設富門華寮 令和2年12月9日(書面開催) 障害者支援施設第二富門華寮 令和2年12月10日(書面開催)					1号(計画策定)に該当。複数回の会議等とおして意見聴取を行い、該当計画に反映させた。

(5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1								

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町自殺対策計画の策定【健康福祉課】	自殺対策計画の策定について、安平町地域福祉総合検討推進会議専門部保健部員に意見聴取を行うもの。	安平町地域福祉総合検討推進会議保健部会 令和2年4月22日～30日(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議)	1号(計画策定)に該当。有識者である保健部会の会員へ書面会議により意見を聴取し、計画に反映させた。	HP、広報あびらR2.7月号、担当窓口での閲覧
2	安平町都市計画の策定【建設課】	苫小牧圏都市計画公園の変更について(書面会議)	安平町都市計画審議会 令和2年5月8日	1号(計画策定)に該当。安平町都市計画審議会委員から意見聴取し、承認されたことにより計画に反映させた。	HP、広報笑顔R2.10月号、担当窓口での閲覧

3	第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 【政策推進課】	第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて、安平町未来創生委員会に意見聴取を行うもの。	第1回安平町未来創生委員会 令和2年8月3日 第2回安平町未来創生委員会 令和2年10月14日 第3回安平町未来創生委員会 令和2年11月5日	1号(計画策定)に該当。 安平町未来創生委員会から数回の意見聴取を行い、当該戦略に反映をさせた。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
4	新町まちづくり計画の変更 【政策推進課】	現計画は令和2年度末で計画期間満了となるが、法改正により令和7年度までの延長が可能となったことから、新町まちづくり計画の変更に向けて、安平町未来創生委員会に意見聴取を行うもの。	第2回安平町未来創生委員会 令和2年10月14日	1号(計画策定)に該当。 安平町未来創生委員会から意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
5	安平町地域防災計画の変更 【総務課】	北海道地域防災計画との整合を図るため、安平町地域防災計画の変更に向けて安平町防災会議に意見聴取を行うもの。	第1回安平町防災会議 令和2年10月30日	1号(計画策定)に該当。 安平町防災会議にて意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
6	安平町強靱化計画の策定 【総務課】	安平町強靱化計画の策定に向けて安平町防災会議に意見聴取を行うもの。	第1回安平町防災会議 令和2年10月30日	1号(計画策定)に該当。 安平町防災会議にて意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
7	安平町地域福祉総合計画第3期計画の策定 【健康福祉課】	安平町地域福祉総合計画の策定に向けて、安平町地域福祉総合検討推進会議委員に意見聴取を行うもの。	安平町地域福祉総合検討推進会議 令和2年11月2日	1号(計画策定)に該当。 安平町地域福祉総合検討推進会議から意見聴取を行い、当該計画に反映をさせた。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
8	第6期安平町しょうがい福祉計画及び第2期安平町しょうがい児福祉計画の策定 【健康福祉課】	第6期安平町しょうがい福祉計画及び第2期安平町しょうがい児福祉計画の策定に向けて当事者団体及び関係機関へ意見聴取を行うもの。	安平町地域福祉総合検討会議しょうがい福祉部会会議 令和3年1月27日	1号(計画策定)に該当。 複数回の会議等とおして意見聴取を行い、当該計画に反映させた。	HP、広報笑顔R3.5月号
9	安平町国民保護計画の変更 【総務課】	国による「国民保護に関する基本指針」の変更に基づく「北海道国民保護計画」の変更を受け、安平町国民保護計画の変更に向けて安平町国民保護協議会に意見聴取を行うもの。	安平町国民保護協議会 令和2年12月14日	1号(計画策定)に該当。 安平町国民保護協議会にて意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
10	安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定 【健康福祉課】	安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	地域福祉総合検討推進会高齢者福祉部会・介護保険部会 令和3年1月28日	1号(計画策定)に該当。 パブリックコメントや部会を開催し、意見聴取を行い、当該計画に反映をさせた。	HP、広報笑顔R3.5月号、担当窓口での閲覧
11	安平町森林整備計画の策定 【産業経済課】	農林法第10条の5の規定に基づき、地域森林計画対象民有林(林小班)が所在する安平町の民有林について、地域森林計画に適合するため、5年ごとに計画を作成する。	令和3年1月27日 安平町森林整備計画実行管理推進チーム(委員会)	1号(計画策定)に該当。 安平町森林整備計画実行管理推進チーム(委員会)にて意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、担当窓口での閲覧、広報笑顔R3.5月号
12	安平町学校施設等長寿命化計画の策定 【教育委員会】	学校施設の今後の改修や更新の対応として、教育環境の質的改善も考慮しつつ、学校施設の全般的な効率的維持保全の実現を目的に計画するもの。	令和3年2月25日 安平町教育委員会	1号(計画策定)に該当。 安平町教育委員会にて意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、広報笑顔R3.5月号、担当窓口での閲覧
13	安平町高齢者生活共同施設条例の一部を改正する条例の制定 【住民サービス課】	ぼっぼ苑の使用料改正及び新たに敷金の徴収を行うための改正	安平町行政改革委員会 令和3年2月2日 安平町議会全員協議会 令和3年2月19日	使用料の値上げ等について安平町行政改革委員会及び入居者に説明を行い、町負担の状況を理解していただき了解を得て使用料等の改正を行った。	HP、広報笑顔R3.5月号

14	安平町単身高齢者生活共同施設条例の一部を改正する条例の制定【住民サービス課】	は一と苑の使用料改正及び新たに敷金の徴収を行うための改正	安平町行政改革委員会 令和3年2月2日 安平町議会全員協議会 令和3年2月19日	使用料の値上げ等について安平町行政改革委員会及び入居者に説明を行い、町負担の状況を理解していただき了解を得て使用料等の改正を行った。	HP、広報笑顔R3.5月号
----	--	------------------------------	---	--	---------------

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例【教育委員会】	公定価格上昇に対応する保育料の改正	第3号該当(権利・義務) 判断日: 令和2年5月18日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日: 令和2年6月19日他
2	安平町税条例等の一部改正(R2.6議会提案分) 【税務住民課】	地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴う、法人・個人住民税、町たばこ税、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の改正など	3号該当(権利・義務) 判断日: 令和2年5月26日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日: 令和2年10月1日他
3	安平町過疎地域自立促進市町村計画の変更 【政策推進課】	令和2年度過疎対策事業債を活用するため、過疎対策事業の事業費を追加するための計画変更	1号該当(計画策定) 判断日: 令和2年7月15日	第2項第1号(軽易なもの)に該当のため実施しない。 施行期日: 令和2年7月15日
4	安平町税条例の一部改正(R2.12議会提案分) 【税務住民課】	入湯税の新設	3号該当(権利・義務) 判断日: 令和2年10月22日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日: 令和4年4月1日他
5	安平町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定 【建設課】	安平町道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、同様の占用区分等を有する流水占用料等を改正	3号該当(権利・義務) 判断日: 令和2年11月26日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日: 令和3年4月1日

* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件